

消費者団体訴訟制度検討委員会の今後のスケジュール（案）

1．検討委員会の開催スケジュール

第 1回	： 今後の検討方針について	5月24日(月)
第 2回	： ヒアリング	6月
第 3回	： ヒアリング	7月
第 4回	}	制度の具体的検討について 7～10月 (4回程度)
第 5回		
第 6回		
第 7回		
第 8回	}	委員会報告（案）について 10～12月 (3回程度)
第 9回		
第10回		

スケジュールは検討の進捗状況に応じ調整する。
検討状況を踏まえ、適宜、消費者政策部会に報告する

2. ヒアリングの実施

消費者団体訴訟制度に関し、関係者の意見を幅広く聴取するため、下記によりヒアリングを行なう。

ヒアリング先

- ・ 国民生活センター
- ・ 消費者団体
- ・ 消費者団体
- ・ 日本経済団体連合会
- ・ 中小企業団体
- ・ 日本弁護士連合会

6～7月に2回開催する。具体的日程については別途調整を行う。

主なヒアリング項目

- ・ 消費者団体訴訟制度の意義
- ・ 訴権の内容についてどのようにすべきか。
- ・ 消費者団体訴訟制度の担い手となる消費者団体の要件は何か。それをどのように判断すべきか。
- ・ 消費者団体訴訟制度が有効に機能するためには、どのような方策が必要か。
- ・ 消費者団体訴訟制度の導入について懸念される問題点は何か。
- ・ その他

[消費者団体]消費者団体訴訟制度の担い手としての取組み状況

[国民生活センター]消費者被害の実態と、消費者団体訴訟制度による対応の意義